



2023 年合格目標

中上級者のための合格の方法論

TAC／Wセミナー 専任講師
新宿校 姫野 寛之

TAC

1 ガイダンスの趣旨

本ガイダンスは、令和5年度司法書士試験に確実に合格するための最大公約方法論を提示することを目的とする。

2 各年度の基準点と合格点等

(1) 各年度の基準点と合格点

年度	基準点				合格点(基準点との差)
	午前の部	午後の部	記述式	合 計	
H14	81(27 問)	75(25 問)	32.5	188.5	206.0(17.5)
H15	84(28 問)	72(24 問)	36.0	192.0	208.5(16.5)
H16	78(26 問)	72(24 問)	31.5	181.5	197.0(15.5)
H17	87(29 問)	78(26 問)	25.5	190.5	203.5(13.0)
H18	81(27 問)	75(25 問)	31.5	187.5	202.5(15.0)
H19	84(28 問)	84(28 問)	30.0	198.0	211.5(13.5)
H20	84(28 問)	78(26 問)	19.5	181.5	189.5(8.0)
H21	87(29 問)	75(25 問)	41.0	203.0	221.0(18.0)
H22	81(27 問)	75(25 問)	37.5	193.5	212.5(19.0)
H23	78(26 問)	72(24 問)	39.5	189.5	207.5(18.0)
H24	84(28 問)	78(26 問)	38.0	200.0	215.0(15.0)
H25	84(28 問)	81(27 問)	39.0	204.0	221.5(17.5)
H26	78(26 問)	72(24 問)	37.5	187.5	207.0(19.5)
H27	90(30 問)	72(24 問)	36.5	198.5	218.0(19.5)
H28	75(25 問)	72(24 問)	30.5	177.5	200.5(23.0)
H29	75(25 問)	72(24 問)	34.0	181.0	207.0(26.0)
H30	78(26 問)	72(24 問)	37.0	187.0	212.5(25.5)
H31	75(25 問)	66(22 問)	32.5	173.5	197.0(23.5)
R2	75(25 問)	72(24 問)	32.0	179.0	205.5(26.5)
R3	81(27 問)	66(22 問)	34.0	181.0	208.5(27.5)
R4	81(27 問)	75(25 問)			

* 記述式問題の配点は、H14～H20 が 52 点、H21～が 70 点である。このことから、H14～H20 までの満点は 262 点、H21～の満点は 280 点となる。

(2) 記述式問題の基準点

H14 以降の記述式問題の基準点は、次のとおりである。

	基準点／満点	満点に対する得点率
H14	32.5／52	62.5%
H15	36.0／52	69.2%
H16	31.5／52	60.6%
H17	25.5／52	49.0%
H18	31.5／52	60.6%
H19	30.0／52	57.7%
H20	19.5／52	37.5%
H21	41.0／70	58.6%
H22	37.5／70	53.5%
H23	39.5／70 平均点：39.22	56.4%
H24	38.0／70 平均点：37.61	54.2%
H25	39.0／70 平均点：38.69	55.7%
H26	37.5／70 平均点：37.18	53.5%
H27	36.5／70 平均点：36.16	52.1%
H28	30.5／70 平均点：30.05	43.5%
H29	34.0／70 平均点：33.72	48.5%
H30	37.0／70 平均点：36.91	52.8%
H31	32.5／70 平均点：32.13	46.4%
R2	32.0／70 平均点：31.74	45.7%
R3	34.0／70 平均点：33.94	48.5%
R4		

(3) その他

① 合格者数等

	出願者数	受験者数 ※	択一式基準点突破者数			記述式基準点突破者数	筆記試験合格者数
			午前	午後	両方		
H23	31,228	25,696	3,706	4,028	2,320	1,220	879
H24	29,379	24,048	2,992	4,101	2,169	1,145	841
H25	27,400	22,494	3,077	3,966	2,177	1,152	794
H26	24,538	20,130	2,525	4,759	2,033	1,065	762
H27	21,754	17,920	3,303	3,339	2,251	1,211	706
H28	20,360	16,725	3,114	3,960	2,280	1,150	659
H29	18,831	15,440	3,069	3,139	2,179	1,143	632
H30	17,668	14,387	2,897	3,461	2,135	1,160	620
H31	16,811	13,683	3,030	2,817	2,006	1,022	606
R2	14,431	11,494	3,643	2,234	1,952	999	593
R3	14,988	11,925	3,509	2,515	2,082	1,113	613
R4	15,693	12,727	3,642	2,876			

※ 「受験者数」とは、午前の部及び午後の部の双方を受験した者の数をいう。

② 直近8回の司法書士試験の合格点等の分析

		H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31	R2	R3
①	択一式問題の基準点の突破率 [出願者基準 (受験者数基準)]	7.9 (9.6)	8.2 (10)	10 (12)	11 (13)	11 (14)	12 (14.8)	12 (14.6)	13.5 (16.9)	13.8 (17.4)
②	筆記試験の合格率 [出願者基準 (受験者数基準)]	2.8 (3.5)	3.1 (3.7)	3.2 (3.9)	3.2 (3.9)	3.3 (4.0)	3.5 (4.3)	3.6 (4.4)	4.1 (5.1)	4.0 (5.1)
③	択一式問題の基準点に達したが、記述式問題の基準点に達しなかった人数	1025	968	1040	1130	1036	975	984	953	969
④	択一式問題の基準点及び記述式問題の基準点を通過したが、筆記試験合格点に達しなかった人数	358	303	505	491	511	540	416	406	500
⑤	総合得点が筆記試験合格点以上であったが、不合格であった人数	71	95	50	65	77	66	82	62	39

* ①②は%、③④⑤は人数である。

3 中上級者の意義

中上級者とは、一般に、基礎講座の受講を終え、司法書士試験を1回受験した受験生をいう。基礎講座は、受験生が過去問を一応解くことができるようにするレベルに設定されているため、中上級者とは、過去問を一応解くことができる受験生であるといえる。

* 中上級者を定義することは、非常に難しい。そのため、2度目の本気で司法書士試験を受験する受験生を中上級者と捉えておけばよい。

4 合格への方法論（総論）

(1) 満点 280 点

中上級者は、現在の司法書士試験の満点 280 点を狙うべきである。

（理由）

- ① 司法書士試験は、満点を取ることが不可能な試験ではない。
- ② 満点 280 点を狙う勉強は、細かい知識を追い求める勉強ではない。
- ③ 合格していない受験生は、どの程度勉強すれば合格することができるかが分からない。
- ④ 司法書士試験後、筆記試験合格発表までの時間を戦略的に過ごすことができる。

(2) 合格に必要なこと（勉強の目的）

司法書士試験に合格するために必要な事項は、過去問を演習及び分析して、既出及び未出の知識をできるだけ多くかつ正確に習得することである。

(3) 合格に必要な教材（勉強するツール）

司法書士試験に合格するために必要な教材は、次のとおりである。

- ① 網羅性の高いテキスト
- ② 判例付きの六法
- ③ 過去問（記述式問題の過去問を含む。）
- ④ 未出問(分析問)

* 多くの中上級者にとって、④は、答練や模試の問題を意味する。

(4) 予備校(中上級講座)の利用

司法書士試験に短期で合格するためには、前記(2)に掲げる目的を、上記(3)を使って、早期に実現する必要がある。そして、この早期の実現を担うのが、中上級講座である。

中上級講座は、単に司法書士試験に合格するためにあるのではなく、短期で確実に司法書士試験に合格するためにある。

(5) 過去問演習及び分析

① 過去問演習

法務省の過去問に対する考え方を知ることができる資料がある。

資料1 筆記試験問題の公開について(司法書士試験・土地家屋調査士試験)

法務省では、平成11年度から、司法書士試験及び土地家屋調査士試験の両試験について、受験者による筆記試験問題の持ち帰りを認めることとしました。

上記の各筆記試験は、多肢択一式選択問題及び記述式問題により行っていますが、特に多肢択一式選択問題については、その性質上、過去に出題した試験問題との重複が避けられないこと、また、公開すれば、過去の試験問題の暗記等による単なる知識の詰め込みや受験テクニックのみによる受験を助長するおそれがあることなどから、従来、非公開としてきましたが、受験者からの要望などを踏まえて、司法書士試験筆記試験及び土地家屋調査士試験筆記試験の問題を平成11年度から公開することとしたものです。なお、試験の公正確保の観点から試験時間中の退出者は問題の持ち帰りはできないこととしております。

過去問演習を行う目的は、同一の論点・知識が再度出題された場合に、確実に得点することができるようにすることである。

同一の論点・知識が再度出題された場合でも、過去の出題と同じ問題文にはならないため、過去問の抽象化を行い、形を変えた過去問論点・知識の出題に対応することになる。

* 過去問の抽象化は、形を変えた過去問論点・知識を出題する問題において、過去問論点・知識と核を同じくする部分を理解・暗記する作業である。

② 過去問分析

過去問分析を行う目的は、出題傾向を把握し、過去問に出題されることがない論点・知識(未出の論点・知識)が出題された場合に、確実に得点することができるようにすることである。

過去問分析は、過去問の射程を超えることがないように注意して行わなければならない。

* 過去問の射程を超えるか否かは、過去問論点の有無で判断することができる場合が多い。

資料 2 過去問の知識のみで正解することができる問題数とその内訳

1 過去問の知識のみで正解することができる問題数

		H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31	R2	R3	R4
午 前 の 部	憲 法（3）	0	1	0	1	0	0	0	0	1	1	0
	民 法（20）	12	14	7	14	10	16	15	13	12	13	15
	刑 法（3）	1	0	1	3	1	3	2	1	1	3	2
	会社法等(9)	0	1	1	3	0	2	1	0	1	1	2
	合 計	13	16	9	21	11	21	18	14	15	18	19
午 後 の 部	民 訴 法（5）	3	0	3	5	2	3	2	2	2	3	3
	民 保 法（1）	1	1	1	1	0	1	1	1	1	1	1
	民 執 法（1）	0	0	0	1	1	1	1	0	1	1	1
	司 書 法（1）	0	1	1	1	0	1	1	0	1	1	1
	供 託 法（3）	1	2	2	3	2	2	3	3	3	3	2
	不 登 法（16）	10	11	7	8	7	11	8	9	11	5	12
	商 登 法（8）	1	1	4	3	3	1	4	2	2	2	3
	合 計	16	16	18	22	15	20	20	17	21	16	23

2 過去問の知識のみで正解することができる問題の内訳

（前注）問題番号が囲まれているものは、過去問の知識のみで正解を導くことができる問題である。

(1) 午前の部

① 憲 法

		設 問				
		ア	イ	ウ	エ	オ
問 題 番 号	1					
	2					
	3			H18-2-2		H26-2-4

② 民 法

		設 問				
		ア	イ	ウ	エ	オ
問 題 番 号	4	S60-1-1		H27-4-ア		
	5	H4-2-ア				H30-8-エ
	6	H26-6-ア			H26-6-オ	
	7	H30-4-ウ	H18-10-イ	H27-7-エ	H28-22-5	H29-22-ウ
	8	H28-8-ウ	H25-8-2	H27-8-ウ	H17-9-エ	H27-8-オ
	9	S60-13	H31-7-オ	H20-10-ウ	S59-12-5	H15-10-ア
	10	H18-13-ウ	H18-7-イ	H26-10-ア	H26-10-イ	
	11	H30-12-ア	H19-11-エ	H8-12-ウ	H29-11-ア	R3-12-イ
	12	H21-14-ア		H24-10-ウ		H25-14-イ
	13	H27-12-エ	H17-12-エ	H27-12-ウ	S60-22-1	
	14	H27-13-エ		R3-12-オ		
	15	H28-15-ア	H30-15-イ	H30-7-オ	H26-15-オ	R2-15-ウ
	16			H27-18-エ		
	17	H18-18-ア	H18-18-オ	H18-18-ウ		
	18				H24-18-イ	H25-19-ア
	19				H16-19-オ	H24-19-2
	20	H30-21-ア	H31-4-エ	H18-22-5	R2-20-イ	
	21		H27-21-エ			
	22	H14-22-1	H14-22-4	H27-22-エ		S60-10-2
	23					

③ 刑 法

		設 問				
		ア	イ	ウ	エ	オ
問 題 番 号	24		H25-24-オ		(H25-24-イ)	H25-24-ア
	25		H1-28-3		S61-27-5	
	26	H12-26-1	H1-27-1	H20-26-ウ		H29-26-ア

④ 会社法及び商法（会社法については、会社法の出題が開始された H18 以降の過去問に限る。）

		設 問 ※				
		ア	イ	ウ	エ	オ
問 題 番 号	27	H22-27-エ		H28-27-ア		H19-28-ウ
	28		H22-28-ア			
	29		H28-28-ア			
	30		H27-29-ウ		H20-33-ア	
	31	H22-29-イ			(H26-30-イ)	
	32				H21-30-ウ・オ	
	33	H30-32-5	H24-33-エ	H30-32-2		H27-32-ウ
	34			H26-34-エ		H21-33-イ
	35	H26-35-オ		H24-35-ウ		H24-35-エ

※ 第 34 問は、1～5 である。

(2) 午後の部

① 民事訴訟法、民事保全法及び民事執行法

		設 問				
		ア	イ	ウ	エ	オ
問 題 番 号	1					
	2					
	3			H27-3-エ	H19-1-ウ	H12-1-イ
	4		H26-2-ウ	H10-4-3	H27-5-ア	H26-2-オ
	5	(H6-4-4)	H7-2-5、R3-3-オ		H10-3-5	
	6		H24-6-ウ	H29-6-イ	H30-6-オ	
	7	H30-7-オ				H16-7-エ

② 司法書士法及び供託法

		設 問				
		ア	イ	ウ	エ	オ
問 題 番 号	8	H20-8-イ				H26-8-エ
	9		H23-9-イ	H23-9-エ	H30-9-オ	
	10	H28-11-ウ	H15-9-⑤	H28-11-イ		H28-9-オ
	11	H29-10-エ	H24-11-ア	H18-10-ア	H6-11-5	H22-11-エ

③ 不動産登記法

		設 問				
		ア	イ	ウ	エ	オ
問 題 番 号	12	H22-18-ウ		H21-23-オ		H31-22-イ
	13	H17-27-ア	(H24-13-イ)	H18-23-エ	H29-26-オ	
	14		H19-18-イ	H19-18-ウ		
	15	H30-12-ア				S63 記述
	16	H23-25-2		H29-17-オ		H22-19-オ
	17	H17-16-ア	H27-13-ア		H23-13-エ	H28-25-ア
	18	H21-18-エ	H27-12-5	H23-25-3		
	19	H24-23-ウ	H9-26-3	H21-13-オ		H22-26-ウ
	20	H28-14-イ	H21-21-エ	(H29-18-ア)	H25 記述	H20-24-オ
	21	H31 記述		H22-25-エ		H12-23-エ
	22	H29-22-イ	H22-16-ア	H4-27-4	H23-16-オ	H26-14-ア
	23	質権：H17-22-ウ 抵当権：H17-22-ウ	質権：H5-20-5 抵当権：S62-28-3	質権：H17-22-エ 抵当権：H25-23-4	質権：H1-31-イ 抵当権：－	質権：H25-23-3 抵当権：－
	24	H13-17-ウ	H13-17-エ、	H12-12-ア		H12-12-オ
	25	H29-25-ウ	H23-22-ウ	H5-13-5	H10-15-オ	H29-25-イ
	26		H9-21-5	H20-16-エ	H26-12-ア	
	27		H19-17-ウ			H21-24-ウ

④ 商業登記法

		設 問				
		ア	イ	ウ	エ	オ
問 題 番 号	28	H30-29-エ		H27-28-オ		
	29	H30 記述	H30-31-イ	H25-31-ウ	H25-30-イ	H30-31-エ
	30					
	31				H29-34-イ	
	32	H18-32-イ			H30-33-オ	H14-31-エ
	33	H25-34-ウ		H28-33-ア	H22-32-イ	H14-28-オ
	34	(H21-35-イ)	H19-34-オ	S63-32-2		H19-34-エ
	35	H25-35-ア	H22-35-ウ			

5 方法論(各論)

(1) 択一式問題

① 憲 法

(a) 典型論点（過去問論点を含む。）を題材とする推論問題

* 典型論点を広く捉える。

(b) 判例の理論及び結論

(c) 未出の分野

② 民 法

判例

* 物権関係の改正

③ 刑 法

判例（過去問論点を中心）

④ 会社法及び商法

(a) 会社法（条文の抽象化）

(b) 判例（旧商法・判例）

(c) 商法（判例を含む。）

(d) 平成 26 年会社法一部改正

* **資料 3** 参照

(e) 令和元年会社法一部改正

* **資料 4** 参照

⑤ 民事訴訟法、民事執行法及び民事保全法

(a) 過去問

(b) 判例

(c) 近年の改正法

⑥ 司法書士法

(a) 司法書士法（§ 3[業務]、§ 22[業務を行ない得ない事件]、§ 26～46[司法書士法人]）

(b) 過去問（平成 11 年以前の過去問を含む。）

⑦ 供託法

- (a) 弁済供託（過去問中心）
- (b) 執行供託
- (c) 供託規則（近年の供託規則の一部改正を含む。）

⑧ 不動産登記法

- (a) 過去問（各論及び各論的総論）
- (b) 総論

⑨ 商業登記法

- (a) 株式会社に関する登記
- (b) 持分会社に関する登記
- (c) 個人商人に関する登記、外国会社に関する登記
- (d) 一般社団・財団法人法に関する登記
- (e) 総論
- (f) 平成 27 年 2 月商業登記規則改正
 - ・ 取締役、監査役又は執行役の就任を承諾したことを証する書面に関する改正（本人確認証明書関係。商登規 61Ⅶ）
 - ・ 代表取締役等が辞任したことを証する書面に関する改正（商登規 61Ⅷ）
 - ・ 役員等の氏の記録に関する改正（商登規 81 の 2）
- (g) 平成 27 年 10 月商業登記規則改正
 - ・ 会社法人等番号関係（商登法 19 の 3、商登規 36 の 3）
- (h) 平成 28 年 4 月商業登記規則改正
 - ・ 登記すべき事項につき株主総会の決議を要する場合等の変更の登記の申請書の添付書面（株主リスト。商登規 61Ⅱ・Ⅲ）

資料3 平成26年会社法一部改正

改正事項

- ① 子会社等及び親会社等の定義の創設
- ② 監査等委員会設置会社制度【R4-pm30-エ、R4-am31-イ、R4-am31-イ、R3-am31、R2-am29-ア・イ、R2-am31-ア、R2-pm29-イ、H30-am30-ウ、H28-am31、H28-pm37】
- ③ 社外取締役及び社外監査役の要件【H30-pm37】
- ④ 発行可能株式総数【株式の併合関係：H30-pm37】
- ⑤ 株式買取請求に係る株式等の買取りの効力が生ずる時等
- ⑥ 株式買取請求に係る株式等に係る価格決定前の支払制度
- ⑦ 株主名簿等の閲覧等の請求の拒絶事由
- ⑧ 全部取得条項付種類株式の取得
- ⑨ 特別支配株主の株式等売渡請求【R3-am28】
- ⑩ 株式の併合により端数となる株式の買取請求
- ⑪ 募集株式が譲渡制限株式会社である場合等の総数引受契約【H29-pm30-ア、H28-pm31-イ】
- ⑫ 支配株主の異動を伴う募集株式の発行等【R2-am28-ウ、H28-pm31-ウ】
- ⑬ 仮装払込みによる募集株式の発行等【R2-am27-ウ・エ・オ、R2-am28-オ、H28-am27-エ】
- ⑭ 新株予約権無償割当てに関する割当通知【H29-pm31-エ】
- ⑮ 社外取締役を置いていない場合の理由の開示
- ⑯ 会計監査人の選任等に関する議案の内容の決定【R2-am30-ア、H27-pm29-イ】
- ⑰ 企業集団の業務の適正を確保するために必要な体制の整備
- ⑱ 取締役及び監査役の責任の一部免除
- ⑲ 親会社による子会社の株式等の譲渡【R3-am32-エ】
- ⑳ 会社分割等における債権者の保護【R2-am34-エ・オ、H28-am33-エ】
- ㉑ 組織再編等の差止請求【R4-am34-4】
- ㉒ 略式組織再編、簡易組織再編等における株式買取請求【H31-am34-エ、H30-am34-イ】
- ㉓ 準備金の計上に関する特則
- ㉔ 株主総会等の決議の取消しの訴えの原告適格【H28-am34】
- ㉕ 株主代表訴訟の原告適格の拡大等
- ㉖ 監査役の監査の範囲に関する登記【H30-pm32-イ、H27-am30-イ】

資料4 令和元年会社法一部改正

改正事項

- ① 株主総会資料の電子提供制度の創設
- ② 上場会社等において取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する方針を取締役会で決定することの義務付けその他取締役の報酬等に関する規律の見直し
- ③ 会社補償に関する規定の創設
- ④ 役員等のために締結される保険契約に関する規定の新設
- ⑤ 業務執行の社外取締役への委託に関する規定の新設
- ⑥ 上場会社等において社外取締役を置くことの義務付け
- ⑦ 社債管理補助者制度の創設
- ⑧ 株式交付制度の創設【R4-pm32-1】
- ⑨ 取締役等の責任を追及する訴えに係る訴訟における和解をするには、監査役等の同意を得なければならないこととする規定の新設
- ⑩ 議決権行使書面等の閲覧等の請求権の濫用的な行使を制限するための規律の新設
- ⑪ 全部取得条項付種類株式の取得又は株式の併合における事前開示事項の拡充
- ⑫ 新株予約権に関する登記事項についての規律の見直し
- ⑬ 会社の支店の所在地における登記の廃止
- ⑭ 成年被後見人及び被保佐人についての取締役等の欠格条項の削除及びこれに伴う規律の整備【R4-am31-ウ】

(2) 記述式問題

① 出題傾向（全体）

不動産登記法・商業登記法ともに、出題されている論点は、基本的である。

出題形式の困難にいかに対応するかが課題である。

* 出題形式の困難

- ・ 論点を構成する要素の細分化と配置
- ・ 答案作成に当たっての注意事項
- ・ 答案用紙への記載量の増加
- ・ 問題文の長文化

【時間配分・解答順序】

記述式問題に関しては、意図的に時間をかけさせる問題が出題されていると考えられる。また、午後の部における択一式問題と記述式問題とを併せた総合的な時間設定の判断が誤っている（択一式問題と記述式問題との重複が少ないことから、内容の判断はされていると思われる。）。

以下、対策を掲げておく。

① 時間配分に関して、択一式問題の解答時間は、マーク作業を含めて 60 分以内

- * 現場における最も効果の高い記述式問題対策：解答時間の確保

↓

択一式問題の解答時間の短縮

↓

択一式問題において、検討する設問数を減らすなどの解法テクニックの使用

解法テクニック：組合せ問題における「一応」の廃止

② 解答順序に関して、合格者の多くは、択一式問題⇒不動産登記法の記述式問題、商業登記法の記述式問題の順序で解答しているが、近年の出題を見ると、記述式問題を先に検討することを選択肢に入れても良いと考える。

- * 最も理想的なのは、その年度の問題に応じて、臨機応変に対応できることである。

② 対策（全体）

記述式問題対策は、以下の3つをその柱とする。

(a) 民法、不動産登記法、会社法及び商業登記法等の論点の理解及び暗記

- * 択一式問題対策の勉強と同じである。ただし、記述式問題化（解法化。ある論点が記述式問題で出題された場合に、当該論点を構成する要素がどのようなものとなり、また、どこに配置されるかを検討すること）が必要となる。

(b) 解法の訓練

記述式問題対策は、暗記である。

(c) 申請情報例及び申請書例の暗記

- * 答案用紙の大部分は、申請情報(不動産登記法)又は申請書(商業登記法)の内容を記載する欄で占められている。

③ 不動産登記法

(a) 過去問論点

(b) 記述式問題においてほぼ未出の択一式問題の過去問論点（信託に関する登記、仮登記）

(c) 民法（債権関係・相続関係・物権関係）の改正

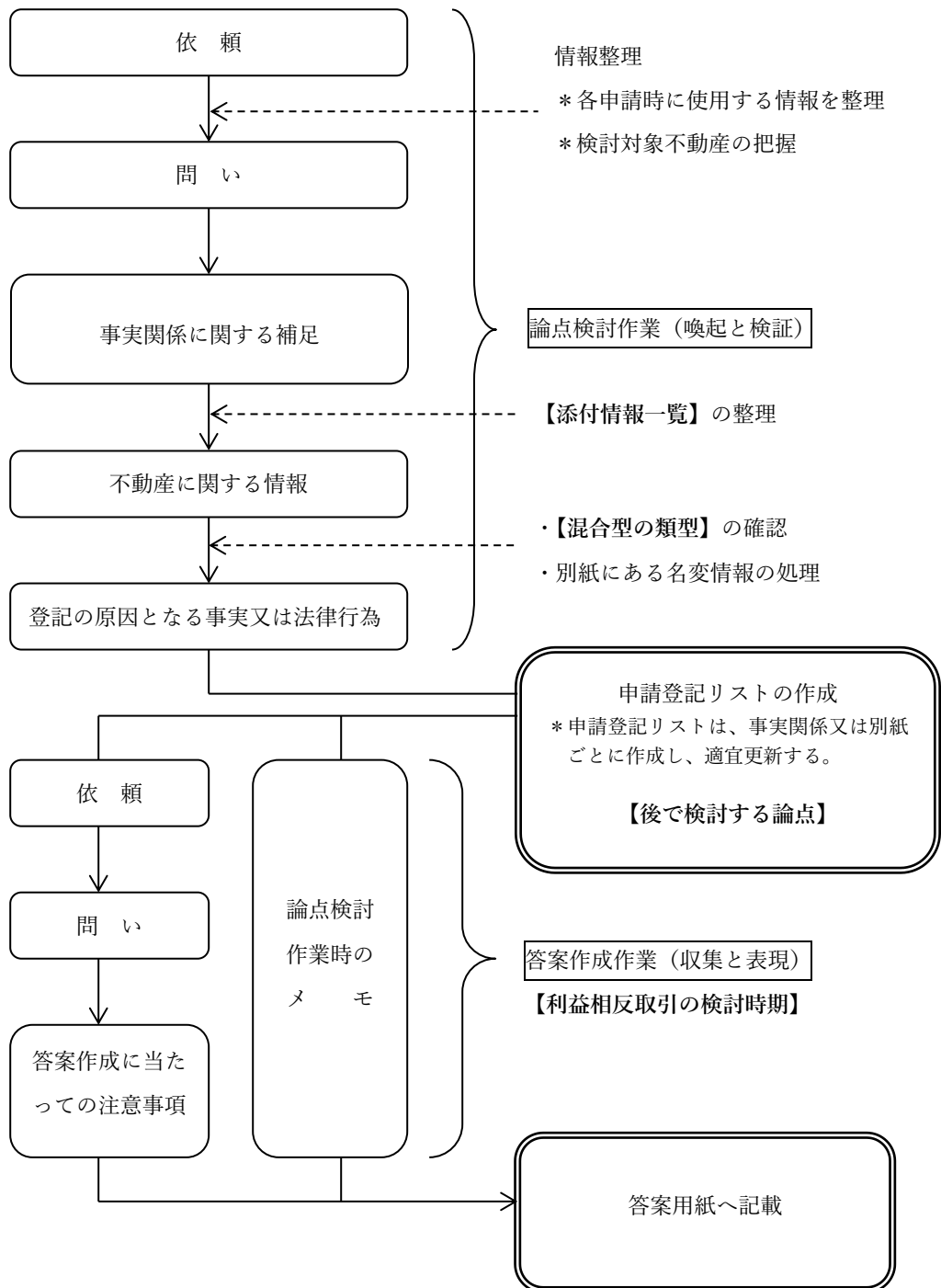
④ 商業登記法

(a) 会社法・商業登記法のトピック的な論点（ex.全部取得条項付種類株式等）の習得

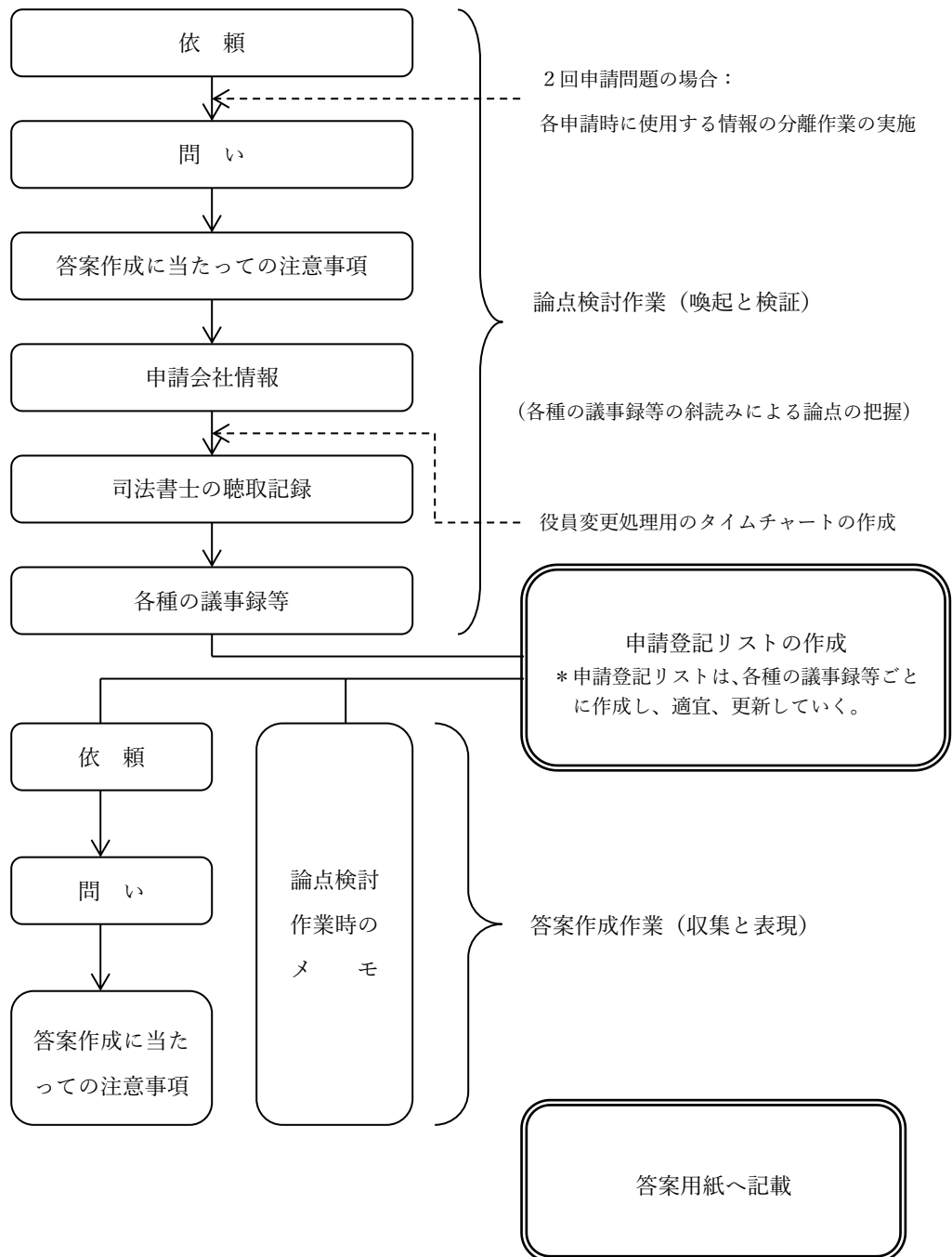
(b) 記述式問題においてほぼ未出の択一式問題の過去問論点（持分会社、外国会社）

【処理手順】

① 不動産登記法



② 商業登記法



【既出論点の出題】

① 不動産登記法

R4	前提登記としての登記名義人の住所の変更の登記	R3、R2、H31、H29、H28、H26、H25、H24等
	遺贈を原因とする所有権の移転の登記	H25、H1
	所有権の保存の登記	R2、H18
	抵当権の登記の抹消の前提としての合併を原因とする抵当権の移転の登記	H28、H20、H2、S61
R3	会社分割による所有権の移転の登記及び根抵当権の変更の登記	H16
	分割譲渡による根抵当権の分割譲渡の登記	H16
	共同根抵当権の変更の登記	H28、H16
	前提登記としての登記名義人の住所の変更の登記	R2、H31、H29、H28、H26、H25、H24等
	特例有限会社の通常の株式会社への移行による名変登記	H21
	会社と取締役との利益相反取引	R3、H28、H27、H26、H23、H21等
R2	相続登記の更正の登記	H29
	前提登記としての登記名義人の住所の変更の登記	H31、H29、H28、H26、H25、H24、H21等
	共同根抵当権の追加設定の登記	H28、H23
H31	数次に相続があった場合の登記手続	H30、H22
	前提登記としての登記名義人の住所の変更の登記	H29、H28、H26、H25、H24、H21、H20
	会社と取締役との利益相反取引	H28、H27、H26、H23、H21等
H30	数次に相続があった場合の登記手続	H22
	地上権の設定の登記	H29、H26（以上、賃借権）
H29	前提登記としての登記名義人の住所等の変更の登記	H28、H26、H25、H24、H21、H20
	相続登記の更正の登記	H8
	抵当権の債務者に相続があったことによる変更の登記	H15、H9
	賃借権の設定の登記	H26

H28	財産分与による所有権（持分）の移転の登記	S63
	前提登記としての登記名義人の住所等の変更の登記	H26、H25、H24、H21、H20
	登記の抹消に際しての債務者の変更の登記の省略	H25、H21、H11、H2
	抵当権の登記の抹消の前提としての合併を原因とする抵当権の移転の登記	H20、H2、S61
	一部譲渡による根抵当権の移転の登記	H3、S61
	債務者及び被担保債権の範囲の変更による根抵当権の変更の登記	H3 等
	共同根抵当権の追加設定の登記	H5 等
	会社と取締役との利益相反取引	H27、H26、H23、H21 等
H27	根抵当権の債務者に相続が開始した後 6 か月以内に指定債務者の合意の登記がされないことによる当該根抵当権の元本の確定	H12、H10
	一部弁済による元本の確定後の根抵当権の一部移転の登記	H13
	極度額の増額による根抵当権の変更の登記	H5
	全部譲渡による根抵当権の移転の登記	H5
	被担保債権の範囲の変更による根抵当権の変更の登記	H5
	会社と取締役との利益相反取引	H26、H23、H21 等
H26	前提登記としての登記名義人の住所等の変更の登記	H25、H24、H21、H20
	売買による所有権の移転の登記の前提としてする担保権の登記の抹消	H25
	会社と取締役との利益相反取引	H23、H21 等
H25	前提登記としての登記名義人の住所等の変更の登記	H24、H21、H20
	遺贈の登記と相続登記の順序	H1
	登記名義人の住所等の変更の登記の省略	H21
	清算型遺贈があった場合の登記手続	H15
	登記の抹消に際しての債務者の変更の登記の省略	H21、H11、H2
H24	前提登記としての登記名義人の住所等の変更の登記	H21、H20
	農地の所有権の一部移転の登記(遺留分減殺)	H7
	持分の移転の登記(共有物分割)	H11

H23	所有権の移転の登記(会社分割)	H16
	根抵当権の債務者の変更の登記(相続)	H18、S58
	指定債務者の合意の登記	H18、S58
	会社と取締役との利益相反取引	H21 等
H22	登記名義人の氏名の変更の登記(相続人不存在)	H2
	及ぼす変更の登記	S60

② 商業登記法

R4	本店移転	H29 (管轄内本店移転)、H26、H23 (以上、管轄外本店移転)
	資本金の額の減少	H26、H23
R3	株主名簿管理人の設置	H20
	会計監査人の自動再任	H28、H23、H20
	公開会社化 (株式の譲渡制限に関する規定の変更)	H29、H24
	支配人関係 (代表取締役による支配人の選任：登記不可事項)	H30、H29、H25
R2	募集株式の発行	H27、H25、H20
	取締役会設置会社の定めの廃止 + 代表権付与	H26
H31	吸収合併	H24
	株式の分割及び発行可能株式総数の変更	H18
	事業年度の変更	H23、H20
H30	取締役会設置会社の定めの設定	H21、H18
	監査役会設置会社の定めの設定	H21(設定)、H20(設定：申請代理不可事項)
	支配人の代理権消滅	H29 (解散したことにより抹消する記号が記録された支配人の辞任の可否) H25 (後見開始の審判を受けた支配人の解任の可否)
	公開会社化 (株式の譲渡制限に関する規定を廃止することによる公開会社化：登記不可事項)	H29 (非譲渡制限株式でない株式を発行することによる公開会社化) H24 (通常の株式会社への移行の際にした株式の譲渡制限に関する規定の定め廃止による公開会社化)
H29	本店移転 (管轄内本店移転)	H26、H23 (以上、管轄外本店移転)
	公開会社化 (非譲渡制限株式でない株式を発行することによる公開会社化)	H24 (通常の株式会社への移行の際にした株式の譲渡制限に関する規定の定め廃止による公開会社化)
	支配人を置いた営業所移転 (本店移転)	H25 (支店移転)
	支配人の代理権消滅 (解散したことにより抹消する記号が記録された支配人の辞任の可否)	H25 (後見開始の審判を受けた支配人の解任の可否)

H28	新株予約権の行使	H21、H18
	監査役設置会社の定めの廃止	H26、H19
	代表取締役の予選	H20(登記不可事項)
	会計監査人の自動再任	H23、H20
H27	取締役会設置会社の定めの設定	H25、H24
	監査役設置会社の定めの設定	
	定款の任期に関する定めの短縮	H25、H21
	募集株式の発行	H25、H20
H26	本店移転	H23
	株式の譲渡制限に関する規定の設定	H23
	監査役設置会社の定めの廃止	H19
H25	定款の任期に関する定めの短縮	H21
	資本金の額の減少	H23
	募集株式の発行	H20
H23	監査役会設置会社(廃止)	H21(設定)、H20(設定：申請代理不可事項)
	事業年度の変更	H20
	会計監査人の自動再任	H20

〔参考〕 特殊型問題の出題

R4	合同会社の社員・資本金の額の変更
H31	吸収合併
H30	継続
H29	解散及び清算人の就任
H28	監査等委員会設置会社の定めの設定
	吸収分割
H27	株式交換
H26	株式会社の組織変更（組織変更後会社：合同会社）
H25	100%減資
H24	特例有限会社の商号の変更による通常の株式会社への移行
	吸収合併
H23	異なる管轄の区域内への本店の移転
H22	新設分割

* 出題されていないのは、通常の設定の登記、指名委員会等設置会社の定めの設定の登記、持分会社の組織変更の登記、新設合併の登記、株式移転の登記及び株式交付の登記である。

6 上級総合本科生等

本レジュメで示した対策を行うのが、TAC/Wセミナーの中上級講座：上級総合本科生である。

【上級総合本科生を構成する各講座の使用教材】

講座名		使用教材
択一式対策講座	理論編	テキスト1 + トレーニング未出問題集（オプション教材）
	実践編	テキスト2 + 実践総合演習用教材
記述式対策講座	理論編	テキスト3
	実践編	テキスト4 + 実践総合演習用教材

(1) テキスト1

業界一網羅性の高いテキスト

※ 2022年合格目標 択一式対策講座【理論編】のバッチリ網羅は、**資料5**のとおりである。

(2) テキスト2

出題可能性が高い論点・知識を題材とする設問別問題集と図表等

(3) テキスト3

記述式問題の出題傾向、解法、出題可能性がある論点の説明書

(4) テキスト4

出題可能性がある論点等を題材とする論点別の問題集等

以 上

【MEMO】

【担当講師：姫野からのメッセージ】

択一式対策講座【理論編】のテキストは、僕が受験生の時に欲しかったものを形にしました。

そこから出題されることが確実に、理解・暗記に集中できる教材。

薄さを売りにする教材もありますが、僕は、教材の厚さ・薄さの議論に意味はないと考えています。

理由を書かず、図表中心にすれば、教材は薄くなります。

逆に、理由を書き、図表を少なくすれば、教材は厚くなります。

理由の部分は、理解したら何度も繰り返し読む必要はないため、テキストの実質的な厚さは、あまり変わりません。

確実な合格が、僕の講師としての至上命題です。

司法書士試験の受験は、博打ではありません。

計算して確実に合格できるものです。

(前注) 上級総合本科生『択一式対策講座【理論編】』に係る『バッチリ網羅』の定義について

α) 判定手続（択一式のみ）：本試験問題とテキストの記述を“肢単位”で比較し『バッチリ網羅』を判定する。

β) 定義：論点が同一で、且つ正答を導き出すためのポイント・条文・判例等がテキストに明記されている場合を『バッチリ網羅』とする。

1 総 合

	網羅設問数	網羅率（正解できる問題数）
午前の部	170／175	97.1%（35 問）
午後の部	166／175	94.8%（34 問） ※
合 計	336／350	96.0%（69 問）

※ 正解できなかった問題は、午後の部第2問である。

(前注) 設問の欄の は、択一式対策講座【理論編】のテキストの記述に基づいて正解することができない設問である。

また、問題番号の は、択一式対策講座【理論編】のテキストの記述に基づいて正解できない問題である。

2 午前の部

		設 問 ※				
		ア	イ	ウ	エ	オ
第1問	憲 法	憲・刑 p103	憲・刑 p59	憲・刑 p63	憲・刑 p51	憲・刑 p27
第2問		憲・刑 p189	憲・刑 p75	憲・刑 p208	憲・刑 p72	憲・刑 p71
第3問		憲・刑 p226	憲・刑 p238	憲・刑 p244	憲・刑 p27	憲・刑 p229
第4問	民 法	民 I p15	民 I p62	民 I p14	民 I p15	民 I p89
第5問		民 I p64	民 I p60	民 I p64	民 I p68	民 I p37
第6問		民 I p107	民 I p107	民 I p109	民 I p108	民 I p107
第7問		民 I p56	民 I p136	民 I p136	民 I p138	民 I p141
第8問		民 I p179	民 I p180	民 I p181	民 I p179	民 I p179
第9問		民 I p193	民 I p162	民 I p162	民 I p194	民 I p193
第10問		民 I p210	民 I p210	民 I p211	民 I p255	民 I p210
第11問		民 I p222	民 I p222	民 I p251	民 I p222	民 I p252
第12問		民 I p283		民 I p292	民 I p287	民 I p289
第13問		民 I p226	民 I p226	民 I p227	民 I p230	
第14問		民 I p253	民 I p253	民 I p252		
第15問		民 I p322	民 I p335	民 I p326	民 I p331	民 I p333
第16問		民 II p48	民 II p49	民 II p52	民 II p53	民 II p53
第17問		民 II p156	民 II p156	民 II p156	民 II p156	民 II p156
第18問		民 II p199	民 II p200	民 II p200	民 II p201	民 II p201
第19問		民 II p255	民 II p256	民 II p255	民 II p255	民 II p255
第20問		民 II p325	民 II p324	民 II p325	民 II p335	民 II p334
第21問		民 II p361	民 II p361	民 II p361	民 II p370	民 II p364
第22問		民 II 389	民 II 390	民 II p391	民 II p391	民 II p391
第23問		民 II p463	民 II p466	民 II p470	民 II p468	民 II p465
第24問	刑 法	憲・刑 p365	憲・刑 p365	憲・刑 p366	憲・刑 p361	憲・刑 p367
第25問		憲・刑 p542	憲・刑 p542	憲・刑 p542	憲・刑 p582	憲・刑 p542
第26問		憲・刑 p567	憲・刑 p562	憲・刑 p561	憲・刑 p574	憲・刑 p565
第27問	会社法 商 法	会・商 p35	会・商 p63	会・商 p29	会・商 p27	会・商 p28
第28問		会・商 p171	会・商 p93	会・商 p176	会・商 p95	会・商 p171
第29問		会・商 p106	会・商 p107	会・商 p106	会・商 p106	会・商 p709
第30問		会・商 p236	会・商 p235	会・商 p255	会・商 p304	会・商 p307
第31問		会・商 p269	会・商 p269	会・商 p269・270	会・商 p272	
第32問		会・商 p367	会・商 p365	会・商 p370	会・商 p371	会・商 p368
第33問		会・商 p442	会・商 p434	会・商 p443	会・商 p634	会・商 p439
第34問		会・商 p394	会・商 p516	会・商 p578	会・商 p586	会・商 p586
第35問		会・商 p707	会・商 p698	会・商 p698	会・商 p699	会・商 p700

※ 第34問は、ア～オではなく、1～5である。

3 午後の部

		設 問 ※				
		ア	イ	ウ	エ	オ
第1問	民訴法	民訴等 p48	民訴等 p48・49	民訴等 p49	民訴等 p48	
第2問						
第3問		民訴等 p108・109	民訴等 p111	民訴等 p110・111	民訴等 p108	民訴等 p109
第4問		民訴等 p150	民訴等 p173	民訴等 p181	民訴等 p215	民訴等 p207
第5問		民訴等 p233	民訴等 p233・234	民訴等 p128	民訴等 p237	民訴等 p241
第6問	民保法		民訴等 p476	民訴等 p474	民訴等 p493	民訴等 p485
第7問	民執法	民訴等 p308	民訴等 p305	民訴等 p305	民訴等 p306、304	民訴等 p314
第8問	司書法	供・書 p203	供・書 p226	供・書 p202	供・書 p230	供・書 p233
第9問	供託法	供・書 p28	供・書 p38	供・書 p37	供・書 p32	供・書 p29
第10問		供・書 p63	供・書 p122	供・書 p63	供・書 p144	供・書 p12
第11問		供・書 p85	供・書 p80・81	供・書 p91	供・書 p80	供・書 p101
第12問	不登法	不登 I p50	不登 I p50	不登 I p50	不登 I p323	不登 I p49
第13問		不登 I p343	不登 I p74・75	不登 II p7	不登 I p74	不登 I p387
第14問		不登 I p399	不登 I 387	不登 I p394	不登 I p74・75	不登 I p442
第15問		不登 I p286	不登 I p437		不登 I p214	不登 I p443
第16問		不登 I p135	不登 I p155・156	不登 I p145	不登 I p93	不登 I p185
第17問		不登 I p106	不登 I p110	不登 I p107	不登 I p111	不登 I p106
第18問		不登 I p195	不登 I p95	不登 I p134	不登 I p146	不登 I p99
第19問		不登 I p125	不登 I p123	不登 I p123	不登 I p120	不登 I p117
第20問		不登 I p182	不登 I p249	不登 I p114	不登 I p254	不登 I p243
第21問		不登 I p236		不登 I p244	不登 I p237	不登 I p221
第22問		不登 I p340	不登 I p340	不登 I p340	不登 I p347	不登 I p348
第23問		不登 II p87、 I p390	不登 II p86、 I p387	不登 II p86、 I p390	不登 II p87、 I p390	不登 II p86、 I p386
第24問		不登 II p46	不登 II p46	不登 II p48	不登 II p43	不登 II p42・43
第25問		不登 II p129	不登 II p128	不登 II p142	不登 II p140	不登 I p82
第26問		不登 II p155	不登 II p144	不登 II p154	不登 II p153	不登 II p151・152
第27問		不登 I p169	不登 I p169・170	不登 II p103	不登 II p132	不登 I p164
第28問	商登法	商登 p101	商登 p87	商登 p100	商登 p93、94	商登 p73、97
第29問		商登 p144	商登 p196	商登 p207	商登 p210	商登 p160
第30問		商登 p346	商登 p326	商登 p382	商登 p360	商登 p372
第31問		商登 p124	商登 p106	商登 p108	商登 p132	商登 p417
第32問		商登 p558	商登 p564	商登 p555	商登 p495	商登 p536
第33問		商登 p397	商登 p401	商登 p395	商登 p391・392	商登 p408
第34問		商登 p489	商登 p489	商登 p488	商登 p594・595	商登 p485・486
第35問		商登 p647、652	商登 p716	商登 p685	商登 p651	商登 p711・712、 714・715

【担当講師】

ひめの ひろゆき
姫野 寛之

担当講座

本 科 生 入門総合本科生
 上級総合本科生
単 科 基礎マスター
 択一式対策講座【理論編】【実践編】
 記述式対策講座
 択一予想論点マスター講座
 予想論点ファイナルチェック
そ の 他 模擬試験・答練の解説講義



YouTube

資格予備校講師・姫野寛之

<https://bit.ly/2EbLMKb>



https://www.instagram.com/hiroyuki_himeno/



@hiroyukihimeno

<https://twitter.com/hiroyukihimeno>



ブログ 姫野司法書士試験研究所

<http://hiroyukihimeno.blog42.fc2.com/>

